

議案第155号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第9章 [略]	第1章～第9章 [略]
第10章 <u>市及び市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理</u>	第10章 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第11章・第12章 [略]	第11章・第12章 [略]
附則	附則
第10章 <u>市及び市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理</u> <u>(公衆の縦覧等の対象となる施設の種類の)</u>	第10章 市が行う一般廃棄物処理施設の設置及び管理 <u>(一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査)</u>
第46条 <u>法第9条の3第2項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆の縦覧及</u>	第46条 市長は、市が設置する法第8条第1項に規定する <u>一般廃棄物処理施設の設置又は当該一般廃棄物処理施設に係る法第9条の3第8項に規定する変更（以下「対象施設の設置等」という。）に当たっては、同条第1項に規定する周辺地域の</u>

び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、次に掲げる施設とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この条において「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

2 前項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定による調査書の公衆の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設について適用する。

3 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託に係る調査書」という。）の公衆の縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（調査書の縦覧）

第47条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から1月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。

2 前項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について適用する。この場合において、前項中「1月間」とあるのは、「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」とする。

3 第1項の規定は、法第9条の3の3第2項の規定により受託に係る調査書を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。この場合において、第1項中「1月間」とあるのは、「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。

（意見書の提出）

第48条 前条第1項の規定による公告があったと

生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、当該生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）を作成するものとする。

（調査書の縦覧）

第47条 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から1月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。

（意見書の提出）

第48条 前条の規定による公告があったときは、

きは、当該公告に係る一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第1項の縦覧の期間満了の日から2週間を経過する日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 意見書の提出先は、前条第1項の規定による公告において指定するものとする。

3 前2項の規定は、法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先について適用する。この場合において、第1項中「2週間」とあるのは、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先について準用する。この場合において、第1項中「2週間」とあるのは、「非常災害の状況を勘案し市長が必要と認める期間として当該公告で指定する期間」と読み替えるものとする。

(他の地方公共団体の長との協議)

第49条 市長は、生活環境影響調査(受託に係る生活環境影響調査を含む。)を行った地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に調査書(受託に係る調査書を含む。)の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続を実施することについて協議するものとする。

(環境影響評価との関係)

第50条 法第9条の3第1項又は第8項の規定による届出(法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合及び法第9条の3の3第1項の規定による届出(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))は、次の各号のいずれかに該当するときは、第47条第1項(同条第2項の規定により適用する場合及び同条第3項の規定により準用する場合を含む。)並びに第48条第1項及び第2項(これらの規定を同条第3項の規定により適用する場合及び同条第4項の規定により準用する場合を含む。)に定める手続を経たものとみなす。

(1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条の規定による環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。次号において同じ。)に係る公告及び縦覧の手続を経たとき。

(2) さいたま市環境影響評価条例(平成15年さいたま市条例第32号)第22条の規定による

当該公告に係る対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧の期間満了の日から2週間を経過する日までに、市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出することができる。

2 意見書の提出先は、前条の規定による公告において指定するものとする。

(他の地方公共団体の長との協議)

第49条 市長は、生活環境影響調査を行った地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続を実施することについて協議するものとする。

(環境影響評価との関係)

第50条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条又はさいたま市環境影響評価条例(平成15年さいたま市条例第32号)第22条の規定による環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告及び縦覧の手続を経たときは、当該環境影響評価書は、法第9条の3第1項の規定による届出に要する調査書で第47条及び第48条に定める手続を経たものとみなす。

環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続を経たとき。

2 前項第1号又は第2号の環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続に当たって、さいたま市環境影響評価条例第58条の規定による協議を行ったときは、前条の規定による協議を行ったものとみなす。

2 前項の環境影響評価書に係る公告及び縦覧の手続に当たって、さいたま市環境影響評価条例第58条の規定による協議を行ったときは、前条の規定による協議を行ったものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。